

平成27年2月27日実施の随意契約による売却財産の買受人となるべき者を次のとおり決定しましたので、国税徴収法第109条第4項に準用する同法第106条第2項の規定に基づき公告します。

平成27年3月2日

京都市長 門川 大作

1 売却財産

建 物

(一棟の建物の表示)

所 在	京都市山科区北花山大林町 38番地1
建物の名称	パークテラス北花山
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根7階建
床面積	1階 842.64㎡
	2階 687.93㎡
	3階 687.93㎡
	4階 687.93㎡
	5階 554.32㎡
	6階 554.32㎡
	7階 554.32㎡

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号	1
所在及び地番	京都市山科区北花山大林町 38番1
地 目	宅地
地 積	2189.44㎡

(専有部分の建物の表示)

家屋番号	大林町 38番1の101
建物の名称	101
種 類	店舗
構 造	鉄筋コンクリート造1階建
床面積	1階部分 78.07㎡

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 10万分の1823

以上登記簿による表示

2 買受申込価額

330,000円

3 買受人となるべき者の氏名又は名称

津野 次男

4 買受人となるべき者の決定年月日

平成27年2月27日

5 売却決定の日時

平成27年3月6日午前11時00分

6 売却決定の場所

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階

京都市行財政局税務部収納対策課

(行財政局税務部収納対策課)